

「カナダ居住者」とは、以下を意味します。

「カナダ居住者」とは、当該制限の適用時点においてカナダに居住または所在するところの、あらゆる個人、あらゆる会社、信託、組合等の組織、またはその他のあらゆる法人をいい、以下のいずれかに該当する者を含みます。

- (1) 以下のいずれかに該当する個人。
  - ① その主たる居住地がカナダに所在する個人。
  - ② 勧誘、販売その他の関連行為の時点で、物理的にカナダ国内に所在する個人。
- (2) 以下のいずれかに該当する会社。
  - ① その本店または主要な事務所がカナダに所在する会社。
  - ② カナダ居住者である個人、またはカナダの居住者たる法人もしくは居住者ではないがカナダに所在する法人によって、当該会社の取締役の過半数の選出権を有する有価証券が保有されている場合における、当該会社。
  - ③ 当該会社のために投資の意思決定をし、または投資の指図を行う個人がカナダ居住者たる個人である場合における、当該会社。
- (3) 以下のいずれかに該当する信託。
  - ① その主たる事務所(もしあれば)がカナダに所在する信託。
  - ② その受託者(受託者が複数の場合には、受託者の過半数)が、カナダ居住者である個人、またはカナダの居住者たる法人もしくは居住者ではないがカナダに所在する法人である場合における、当該信託。
  - ③ 当該信託のために投資の意思決定をし、または投資の指図を行う個人がカナダ居住者たる個人である場合における、当該信託。
- (4) 以下のいずれかに該当する組合。
  - ① その本店または主要な事務所(もしあれば)がカナダに所在する組合。
  - ② 組合持分の過半数の保有者がカナダ居住者である組合。
  - ③ 無限責任社員(もしあれば)がカナダ居住者である組合。
  - ④ 当該組合のために投資の意思決定をし、または投資の指図を行う個人がカナダ居住者たる個人である場合における、当該組合。

以上

当資料は、HSBC アセットマネジメント株式会社がカナダの法規制をもとに、カナダ居住者の定義に係る説明を行うことを目的に作成したものです。当資料の記載内容等は2014年12月時点のものであり、今後変更されることがあります。

HSBC アセットマネジメント株式会社